

## 介護用品支給事業のあり方について

## (1) 制度の概要

- 目的：在宅要介護者を介護している者に対し、紙おむつその他の介護用品の購入に要する経費の一部を助成することにより、高齢者及びその家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図る。
- 対象者：要介護4以上の認定を受けた要介護者と同居し、生計を一にし、現に要介護者を介護している者で市民税非課税世帯である者
- 支給内容：紙おむつ、尿取りパッド、防水シート、使い捨て清拭用品及び使い捨て手袋。助成限度額は54,000円（6,000円/月×9月）

## (2) 支給実績

	R4	R3	R2	R1
実績額（千円）	1,205	1,214	1,019	1,175
利用者数（人）	32	27	28	28

## (3) 制度継続の経緯

- ① 平成15年度 事業開始
- ② 平成18年度 地域支援事業における任意事業として位置付け
- ③ 平成27年度～平成29年度（第6期介護保険事業計画期間）  
原則として任意事業の対象外とした上で、平成26年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱い（「地域支援事業充実分に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて」（平成27年厚生労働省事務連絡）及び平成27年度改正「地域支援事業の実施について」（平成18年厚生労働省通知。以下「通知」という。）による。）により継続
- ④ 平成30年度～令和2年度（第7期介護保険事業計画期間）  
上記③に加え、（1）高齢者の個別の状態を踏まえて適切に用品を支給する取組をおこなっていること、（2）地域包括支援センターの運営や任意事業における各事業の課題を把握し、その対応方針を検討していること、（3）各事業の課題を踏まえ、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していることを要件に実施して差し支えない取扱い（平成30年度改正通知による。）により継続
- ⑤ 令和3年度～令和5年度（第8期介護保険事業計画期間）  
上記③及び④に加え、（1）年間6万円の支給上限を設けること、（2）新規利用者については、高齢者の個別の状態を踏まえて必要な者に支給することを要件に実

施して差し支えない取扱い（「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて」（令和2年厚生労働省事務連絡）による。）により継続

⑥ 今後の方針

本事業は在宅介護を支援するものであり、給付費の抑制にもつながるため、今後、地域支援事業交付金の対象外となった場合は、一般財源へ変更した上で、現在の助成額を維持して継続することを、令和3年度協議会にて承認済

⑦ 令和6年度～令和8年度（第9期介護保険事業計画期間）

これまでの激変緩和措置の経緯を踏まえ、第9期介護保険事業計画期間において市町村特別給付及び保健福祉事業等への移行を含めた計画的な事業の廃止・縮小に向けた取組を行うことを要件に実施して差し支えない取扱い（「地域支援事業（任意事業）のうち介護用品の支給に係る事業の第9期介護保険事業計画期間における取扱いについて」（令和5年厚生労働省事務連絡）による。）により継続

（4）令和6年度の方針

- ・上記（3）⑦により、地域支援事業にて継続する。
- ・対象者に、要介護3の認定を受けた要介護者を加える。ただし、要介護認定調査票中「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する場合等に限る（地域支援事業実施要綱の規定による。）。

① 対象者を拡大する理由

介護手当支給事業（一般会計による高齢者福祉事業で実施）を廃止するため。介護手当は、要介護3以上の認定を受けた要介護者と同居し、生計を一にし、現に要介護者を介護している者に月5,000円を支給する事業（支給限度額の20%以上介護サービスを利用した月は対象外）。介護保険制度施行前の平成8年度から実施しているが、当時は介護の大部分を担うのは家族であった。しかし、介護保険サービスが充実してきた現在、本人の心身の状態に応じた適切なサービス利用を促進することが大切である。そのため、介護手当支給事業を廃止し、介護手当の支給対象であった要介護3の要介護者を介護する者のうち、経済的困窮者（非課税世帯）を支援するために介護用品支給事業の対象に加えるものとする。

② 対象者を拡大することで、「事業の廃止・縮小に向けた取組を行うことを要件」とすることに反しないか。

上記（3）⑥の検討を行っていることをもって要件を満たすものとする。

③ 対象者の推計

要介護4以上を30名、要介護3を30名（令和5年8月1日時点で要件を満たす要介護3の要介護者は33名）と推計